

金融庁告示第 号

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項及び証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第 号）第一条第一項の規定に基づき、入出力装置の技術的基準を次のように定め、平成十四年六月一日から適用する。

平成十四年五月 日

金融庁長官 森 昭治

開示用電子情報処理組織（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続のうち法四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による手続に限る。）及び電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、法第二十七条の三十の二の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものとする。